

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 . . . 総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの . . . 会計年度末における時価をもって評価する。

（2）固定資産（10万円未満の資産は含まない）の減価償却の方法

- ・車輛運搬具、器具及び備品 . . . 残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。
ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。
- ・ソフトウェア . . . 残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 . . . 職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に、該当する職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ・賞与引当金 . . . 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

該当なし。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
当法人では、すべての事業が社会福祉事業に該当するため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
当法人の拠点区分が1つであるため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ・ア 区社協事業（社会福祉事業）
 - 「法人運営事業」
 - 「地域福祉事業」
 - 「ボランティア事業」
 - 「共同募金配分金事業」
 - 「児童館管理運営事業」
 - 「善意銀行運営事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

8. 担保に供している資産

該当なし。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具 (三菱ミカ)	772,800	772,799	1
車輛運搬具 (三菱ミカ・ライラ)	663,075	663,074	1
車輛運搬具 (三菱ミキアブ)	1,129,070	1,129,069	1
器具及び備品 (ミーティングテーブル)	128,008	128,007	1
器具及び備品 (白板)	118,450	118,449	1
器具及び備品 (デジタルビデオカメラ)	113,400	113,399	1
器具及び備品 (物置)	129,360	126,769	2,591
器具及び備品 (プロジェクター)	139,440	139,439	1
ソフトウェア (会計システムSTEP)	189,000	116,550	72,450
合計	3,382,603	3,307,555	75,048

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
25-2こうべ市民債	10,000,000	10,025,000	25,000
合計	10,000,000	10,025,000	25,000

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

財務諸表に対する注記（区社協事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 . . . 総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの . . . 会計年度末における時価をもって評価する。

（2）固定資産（10万円未満の資産は含まない）の減価償却の方法

- ・車輛運搬具、器具及び備品 . . . 残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。
ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。
- ・ソフトウェア . . . 残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 . . . 職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に、該当する職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ・賞与引当金 . . . 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 採用する退職給付制度

該当なし。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 区社協事業（拠点区分）財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 区社協事業（拠点区分）資金収支明細書（会計基準別紙3）
- (3) 区社協事業（拠点区分）事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具（三菱ミカ）	772,800	772,799	1
車輛運搬具（三菱ミカ・ライア）	663,075	663,074	1
車輛運搬具（三菱ミキアブ）	1,129,070	1,129,069	1
器具及び備品（ミーティングテーブル）	128,008	128,007	1
器具及び備品（白板）	118,450	118,449	1
器具及び備品（デジタルビデオカメラ）	113,400	113,399	1
器具及び備品（物置）	129,360	126,769	2,591
器具及び備品（プロジェクター）	139,440	139,439	1
ソフトウェア（会計システムSTEP）	189,000	116,550	72,450
合計	3,382,603	3,307,555	75,048

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
25-2こうべ市民債	10,000,000	10,025,000	25,000
合計	10,000,000	10,025,000	25,000

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし